

岩手県水利施設管理強化事業実施要領

(趣旨)

第1 水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっての運用については、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容及び運用)

第2 国実施要綱第2の1に掲げる事業（以下「一般型」という。）の内容に係る運用は、別紙1によるものとする。

2 国実施要綱第2の2に掲げる事業（以下「連携管理保全型」という。）の内容に係る運用は、別紙2によるものとする。

3 国実施要綱第2の3の(2)に掲げる事業（以下「特別型（渇水・高温対策）」という。）の内容に係る運用は、別紙3によるものとする。

(事業の実施)

第3 本事業（一般型又は連携管理保全型）の活用について、土地改良区、土地改良区連合又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、事業を活用する年度の事業計画書（様式第1号）を、事業を活用する前年度の3月末までに広域振興局長に提出するものとする。

(事業費の負担)

第4 知事は、本事業（一般型又は連携管理保全型）の実施に要する経費の一部を関係市町村に負担させる場合、水利施設管理強化事業費負担契約書（様式第2号）により当該契約を締結して行うものとする。

2 前項の負担額を変更する場合は、水利施設管理強化事業費負担変更契約書（様式第3号）により当該契約を締結して行うものとする。

(その他)

第5 本事業の活用について、土地改良区等は、原則として、広域振興局長からの交付金交付決定通知を受けて着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届（様式第4号）をあらかじめ広域振興局長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年8月10日から施行し、令和3年度からの事業に適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年12月9日から施行し、令和7年度の事業から適用する。
- 2 この通知による改正前の岩手県水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施している一般型については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度において連携管理保全型を実施しようとする場合における事業採択手続申請書等の提出期限は、別紙2第3の規定にかかわらず、令和8年1月20日とする。
- 4 令和7年度において特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、別紙3第2の規定にかかわらず、令和7年12月末日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月9日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

別紙1（一般型に係る運用）

（事業の内容）

第1 一般型は、国実施要綱第4に定める水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営
附帯県営造成施設を管理する土地改良区等に対する支援を行うものとする。

（水利施設管理強化計画）

第2 一般型の活用を希望する土地改良区等（市町村を除く。）が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。

（1）管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、国実施要綱に定める管理強化計画の案を作成し、別記様式第1－3号により広域振興局長へ協議するものとする。

（2）広域振興局長は、前項の内容が適当であると認めるときは、管理強化計画を策定するものとする。

（3）管理強化計画を策定した広域振興局長は、別記様式第1－4号により、知事及び土地改良区等に報告するものとする。

2 事業実施主体となる市町村が管理強化計画を策定する場合は、国実施要綱第4の手続によるものとする。

（事業の申請）

第3 一般型の活用を希望する土地改良区等は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、別記様式第1－1号を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

2 一般型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の11月末までに、国事業実施要綱に定める水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

（事業の採択）

第4 県が行う本事業について、知事が東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、別記様式第1－2号により、その旨を事業に関係する土地改良区等へ通知するものとする。

2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第6の2により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（計画の変更）

第5 事業を活用する土地改良区等（市町村を除く。）が管理強化計画の変更を希望する場合の手続は、第2の手続に準じて行うものとする。

2 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、広域振興局長は第2の手続に準じて変更を行うものとする。

3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。

（1）市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合には、国実施要綱第4の手続に準

じて変更を行うものとする。

- (2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要綱第7の1により、国実施要領に定める水利施設管理強化計画変更手続書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

別紙 2（連携管理保全型に係る運用）

（事業の内容）

第 1 連携管理保全型は、連携管理保全計画（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 11 に規定する連携管理保全計画）及び国実施要綱第 4 に定める水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設又は県営造成施設を管理する土地改良区等に対する支援を行うものとする。

（水利施設管理強化計画）

第 2 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等が管理強化計画の策定を希望する場合の手続は、次のとおりとする。

（1）管理強化計画の策定を希望する土地改良区等は、国実施要綱に定める管理強化計画の案を作成し、別記様式第 2－3 号により広域振興局長へ協議するものとする。

（2）広域振興局長は、前項の内容と連携管理保全計画の整合性を確認し、適当であると認めるときは、管理強化計画を策定するものとする。

（3）管理強化計画を策定した広域振興局長は、別記様式第 2－4 号により、知事及び土地改良区等に報告するものとする。

2 事業実施主体となる市町村が管理強化計画を策定する場合は、国実施要綱第 4 の手続によるものとする。

（事業の申請）

第 3 連携管理保全型の活用を希望する土地改良区等は、事業の採択を希望する前年度の 11 月末までに、別記様式第 2－1 号を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

2 連携管理保全型を実施しようとする市町村は、事業の採択を希望する前年度の 11 月末までに、国実施要綱に定める水利施設管理強化事業（連携管理保全型）事業採択申請書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

（事業の採択）

第 4 県が行う本事業について、知事が東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、別記様式第 2－2 号により、その旨を事業の実施に関する土地改良区等へ通知するものとする。

2 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第 6 の 2 により、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（計画の変更）

第 5 事業を活用する土地改良区等が管理強化計画の変更を希望する場合の手続は、第 2 の手続に準じて行うものとする。

2 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、広域振興局長は第 2 の手続に準じて変更を行うものとする。

3 事業実施主体の市町村が管理強化計画の内容について変更する場合の手続は、次のとおりとする。

（1）市町村が管理強化計画の内容について変更を行う場合は、国実施要綱第 4 の手続に準じて行うものとする。

(2) 管理強化計画の変更を行った市町村長は、国実施要綱第7の1により、国実施要領に定める水利施設管理強化事業計画変更手続書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

(事業の移行)

第6 一般型を活用している土地改良区等が連携管理保全型への移行を希望する場合は、別記様式第2-5号を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。

別紙3（特別型（渇水・高温対策）に係る運用）

（事業の内容）

第1 特別型（渇水・高温対策）は、渇水・高温対策計画に基づき、農業水利施設（一般型及び連携管理保全型の対象となるものを除く。）の渇水・高温対策体制の整備を図るため、応急ポンプ設置等の渇水・高温対策を行う土地改良区、水利組合等の施設管理者に対し、市町村を通じて支援を行うものとする。

（事業の申請）

第2 特別型（渇水・高温対策）を実施しようとする市町村長は、採択を希望する前年度の11月末までに、国実施要領に定める水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。ただし、国実施要綱第5の2の（3）に定める「緊急の対応が必要な場合」においてはこの限りではない。

2 前項の「緊急の対応が必要な場合」の申請は、国実施要綱第5の2の（4）により、国実施要領に定める事業採択申請書及び交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

（渇水・高温対策計画）

第3 渇水・高温対策計画は、国実施要領第2の2の（2）によるものとする。

（事業の採択）

第4 市町村が行う本事業について、東北農政局長から採択通知書の交付を受けた場合は、国実施要綱第6の2に基づき、本事業の実施を申請した市町村長へ採択の決定を通知するものとする。

（計画の変更）

第5 市町村が渇水・高温対策計画を変更したときは、国実施要領に定める渇水・高温対策計画変更手続書を広域振興局長経由で知事に提出するものとする。